

妥結通告に対し 「ルールを守らない組合は信用できない」と会社主張

06 協約改訂をめぐる窓口折衝開催

本部は10月4日、2006年度協約改訂交渉集約をめぐる窓口折衝を行いました。9月29日の協約改訂交渉及び「運輸系統社員の運用変更」の妥結通告、10月2日の窓口折衝、そして本日と3回の交渉を行ってきました。

9月29日については、会社は「妥結ということはすべてを飲み込むこと、J R 東海労は過去に妥結といつつ制度の根幹に関わることに異議を唱えてきた。妥結についての認識が一致することが必要。本日は労使関係部分の労働協約については締結を確認する」と主張しました。

J R 東海労は「労働組合として妥結するといっているのである。その後において問題があればその解決に向けて改善・見直しを迫るのは当然である」主張しています。

10月2、4日については、会社は「例えば『主任レポート』を提出しない組合員がいる。協約を締結するということは協約を守るよう組合員に指導するべきである。それがルール（協約）をお互いに守るということだ。ここが確認できないので基本協約締結の確認はできない」という姿勢です。

すでに明らかにしたように、妥結するということは、言うまでもなく労使で制度そのものを確認するということです。私たちは妥結すると言うことと、その後発生する問題点の解決は別な問題であり、問題点など解決について申し入れたり主張することを「ルールを守らない」と決めつける会社対応こそ道理が通らないと考えています。労働組合としてあたりまえの取り組みに対して、手足を縛るようなことは認めるわけにはいきません。さらに主任レポートについては労働組合に説明すらしていないのです。

私たちの対応は一つです。「会社に妥結通告をした」ということです。労働組合活動にとやかく言う前に、そのことに速やかに対応することこそ「ルール」であると考えています。したがってこのような会社の姿勢を広く明らかにし交渉を強化していきます。